

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	重症心身障害児(者)通園事業		担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成8年度 事業終了年度：平成23年度		担当課室	障害福祉課 地域移行・障害児支援室		辺見 聡		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の国庫補助について」等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅の重症心身障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る。 補助率:1/2							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	2,980	3,100	3,452			
		補正予算	△ 50					
		繰越し等						
	計	2,930	3,100	3,452				
	執行額	2,941	3,038	3,360				
執行率(%)	100.4%	98.0%	97.3%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	通園事業利用人員		成果実績	人	22,149	24,434	集計中	-
	※本事業の目的は、在宅の重症心身障害児(者)の福祉の増進に資するものであるため、目標値を設定することは困難である。		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	実施施設数		活動実績 (当初見込み)	力所	286	296 (300)	308 (315)	— (0)
単位当たりコスト	10,263,514 (円/箇所)		算出根拠	H22年度執行額3,038百万円/実施施設数296箇所				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	人件費	0	0					
	それ以外	0	0					
	計	0	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	-	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	-	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成24年4月1日の改正児童福祉法の施行に伴い、重症心身障害児(者)通園事業は法定化されたため、本補助事業は平成23年度末をもって廃止された。		
予算監視・効率化チームの所見			
			-
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
			-
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
			-
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	499	平成23年行政事業レビュー	452

厚生労働省 3,360百万円

[重症心身障害児(者)通園事業の運営に必要な費用について支弁]



【補助】

A 都道府県・指定都市・中核市(87)
3,360百万円

[重症心身障害児(者)通園事業の運営に必要な費用について支弁及び在宅の重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行うとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る]



【補助】

(東京都の例)
B 社会福祉法人等(29カ所)
413百万円

[在宅の重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行うとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	職員人件費等	395			
事業費	訓練材料費、一般生活費	18			
計		413	計		0
B.島田療育センター			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	職員人件費等	20.7			
事業費	訓練材料費、一般生活費	2.0			
計		22.7	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 厚生労働省

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	413.3		
2	横浜市	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	133.7		
3	神戸市	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	89.9		
4	千葉県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	89.1		
5	長野県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	89		
6	栃木県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	80.7		
7	静岡県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	79.3		
8	埼玉県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	74		
9	大阪府	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	69		
10	群馬県	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	66.7		

B. 東京都

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	島田療育センター	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22.7		
2	みどり愛育園	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22.3		
3	東部療育センター	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22.2		
4	北療育医療センター	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22		
5	東大和療育センター	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22		
6	もえぎ	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	22		
7	よつぎ療育園	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	21.8		
8	あけぼの学園	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	21.8		
9	府中療育センター	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	21.6		
10	北療育医療センター城南分園	重症心身障害児(者)通園事業の運営に要する費用について支出	18.9		